

都道府県における森林環境税の野生動物保護管理への活用実態と特徴 Utilization of Forest Environmental Tax for Wildlife Management in Prefectures

岸岡智也

Tomoya KISHIOKA

1. 背景と目的

主に森林環境の維持増進を目的とした広域自治体の独自課税（以下「森林環境税」）は、2003年の高知県を皮切りに、現在37府県で導入されている。税収は施業放置林の整備を目的とした事業等に主に活用されているが、野生動物保護管理を目的とした事業を設定している自治体が複数見られる。

森林環境の保全という課税目的から、野生動物保護管理および鳥獣害対策における「生息地管理」への役割が期待されるが、本研究ではこれらの各自治体における活用実態を整理・把握し、森林環境税を活用した事業が、都道府県における野生動物保護管理予算の中でどのような位置付けを持っているのかを明らかにする。

2. 研究方法

2019年現在、都道府県の独自税として森林環境税を導入している全37府県を対象に、事業報告書やwebサイト等の公開情報をもとに、野生動物保護管理に関わる事業を実施している自治体を抽出し、内容とその有無について分類を行い、さらに主に大型哺乳類の対象種、整理、事業の開始年度等についても把握、整理を行った。

また、上記の整理結果を踏まえ、予算運用の具体的事例として2020年3月に奈良県の林務部局、農業部局の担当者に対してヒアリング調査を実施し、野生動物保護管理に関わる事業実施の経緯や、地方自治体としての考え方について聞き取りを行った。

3. 結果および考察

野生動物保護管理に関わる事業の実施状況

森林環境税を導入している37府県のうち、17県で野生動物保護管理に関わる事業を実施していることが確認できた(Fig.1)。野生動物保護管理に関わる事業を開始した年度を把握できたのは7県だが、このうち5県が税制導入から数年が経過したのちに事業を開始しており、当初は野生動物保護管理が目的に含まれてはおらず、運用を進める中でこれらの目的が追加されたことが伺える。

事業内容として多くの自治体で実施されているのは緩衝帯整備で、次いで特定鳥獣保護管理計画の策定に関わる生息・被害調査が多く、鳥獣害対策における生息地管理に関わる事業が見られた。また個体数管理に関わる事業も複数の自治体で実施されていた。

対象とされていた獣種はニホンジカが最も多く、次いでイノシシ、ツキノワグマで

【所属】金沢大学先端科学・社会共創推進機構(Organization of Frontier Science and Innovation, Kanazawa University)

【キーワード】社会計画, 農村振興

税導入年	自治体	野生鳥獣保護管理に関わる事業を開始した年度 (-は不明を示す)	森林等整備		生態調査	捕獲			その他	対象種						
			侵入防止 希少植物の保護	広葉樹林整備 緩衝帯整備		有害鳥獣捕獲事業	総合捕獲奨金	ツキノワグマ学習放獣		狩猟者育成	専門指導員の配置	普及・情報発信	ニホンジカ	イノシシ	ツキノワグマ	ニホンザル
2003	高知	2008	○									○				
2005	山口	-		○								○	○			
	愛媛	-			○	○	○					○	○			
	熊本	-	○	○	○	○						○				
2006	滋賀	2010				○						○				
	奈良	2012		○	○	○	○					○	○			
	兵庫	2006		○	○							○	○	○		
	大分	-		○		○						○				
2007	山形	-			○				○			○	○	○	○	
	石川	2017		○								○	○			
	和歌山	2009	○		○							○				
	広島	2007		○								○				
2008	栃木	-	○	○												
2011	宮城	-	○		○			○	○		○	○				○
2012	岐阜	-		○	○	○	○	○	○		○	○				○
2014	群馬	-		△												
	三重	-		△												

※森林環境税を導入している37府県のうち、野生動物保護管理事業を行っている17県を整理
 ※「△」は、県事業ではなく、市町村が取り組む事業の中で行われていることが確認できたもの

Fig.1 都道府県の森林環境税を活用した野生鳥獣保護管理に関わる事業

Programs for wildlife management in Forest environmental tax in each prefectures

あった。自治体によっては河川等の水源保全も目的とした税制の設計となっており、カワウを対象種とする自治体もあった。

地方自治体の野生動物保護管理における事業の位置付け

事例調査を実施した奈良県では、2006年に導入した森林環境税の第2期(2012)から、野生動物保護管理に関する事業を開始した。主な事業として、集落周辺部での緩衝帯整備、特定鳥獣保護管理計画策定に関わる調査(カメラトラップによるツキノワグマの生息状況調査、堅果類調査、集落アンケート、シカの人工林被害調査、糞塊密度調査)、ツキノワグマの学習封獣、メスジカの有害鳥獣捕獲に対する捕獲報奨金などがある。特に緩衝帯整備やツキノワグマ保護管理体制の整備といった、生息地管理に関する事業が中心であった。

また、野生動物保護管理における予算の性質について県の担当者は、例えば農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金では大部分が市町村の被害防止計画に基づき交付されるため、農業被害対策に偏りがちになってしまうとの認識を持っていた。そのため県の森林環境税は、県として市町村域を超えて広域的に実施する必要のある事業に対して充てることができることと評価していることが分かった。